

新年のご挨拶

法曹人口問題を 前向きに考えよう

東京弁護士会会長
山本 剛嗣



新年明けましておめでとうございます。

新しい年が、皆様にとって健康で幸せに満ちた年となることをお祈り申し上げます。また、日頃東京弁護士会の会務に関しご支援を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

昨年は、日弁連会長選挙があり、法曹人口に関して弁護士会内外に大きな議論がありました。日弁連は、2008年7月に緊急提言として、2008年度の司法試験の合格者の決定にあたっては数値目標にとらわれることなく慎重かつ厳格な審議がなされるべきであるとの意見を公表しました。その後、日弁連に法曹人口問題検討会議が設置され、検討が進められています。本年初頭には日弁連の新たな提言が公表されることになると思われます。東京弁護士会としても、法曹人口問題は司法改革全体に影響する重要問題との認識のもと、司法改革総合センターに法曹人口問題ワーキングを設けて検討し、昨年12月に成案を得て常議員会に審議をお願いしております。世界的に経済が混乱するなかで、弁護士への経済面の影響もあり、法曹人口に関しては増員に消極的な意見も少なくありません。しかし、増員に反対するだけでは日弁連に対する社会の信頼を失うことになりかねず、社会の理解を得ながらあるべき法曹人口を模索することが必要と考えています。関連士業への法律業務の開放を防ぎ、予備試験による法科大学院を経ない新司法試験合格者の数を限られたものにし、法務省、経団連、文科省、法科大学院協会、日弁連の意見交換に基づき法曹資格者の新たな活動範囲の開拓を促進し、弁護士が高い評価を受けながら市民の社会生活上の医師のような存在となるよう、尽力すべきときです。弁護士の将来を悲観的にとらえることなく、弁護士、弁護士会の存在感を高めるため積極的に課題に取り組む必要があると考えています。

いよいよ、裁判員制度と被疑者国選の飛躍的拡大実施の年となりました。東京弁護士会としても裁判員裁判対応弁護士の研修を実施し200名の養成を見込めるところまで来ました。被疑者国選対応弁護士の確保に関しても目処がつきつつあります。なお多摩支部における対応に関して多摩支部会員以外の会員の応援が必要な状況にあり、多摩支部の被疑者国選事件受任を申し出ていただきご支援くださるよう強くお願い申し上げます。

昨年12月1日から、犯罪被害者参加制度・国選被害者参加弁護士制度・被害者による損害賠償命令申立制度が発足しました。また、昨年12月15日から少年審判に関する被害者傍聴制度が発足しました。会員のご協力により順調に対応体制が組めたことにつき改めて御礼申し上げます。いずれの制度も、実施により多くの課題が生じることと考えられます。今後ともご支援をお願いします。

東京地方裁判所八王子支部の立川移転に伴い多摩

支部会館を立川に設置する問題に関しては、内装に関する東京三会及び多摩支部の協議に基づき工事が進み、予定どおり2009年4月までに完成することが見込まれます。関係者のご尽力に感謝いたします。

多摩支部に関しては、第一東京弁護士会による町田公設事務所及び法律相談センター設置に関し、法律相談センターを三会の共同運営としないことに多摩支部会員から強い異論が出されました。東京弁護士会としては、多摩支部会員の意見を理解はできるが、対外的には三会の共同運営を否定するものでないことなど諸般の事情を考慮し、設置を容認することを決めました。しかし、多摩支部会員の意見を極力尊重する考えに変わりはなく、東京弁護士会としては今後とも多摩支部の市民に対する法的サービスの拡充に向けて努力したいと考えていますので、多摩支部会員のご理解を切にお願いします。

そのほか多くの問題がありますが、任期満了まで全力で取り組みますので会員の皆様の温かいご支援を今後ともよろしくお願い申し上げます。

